

前回定例会（平成17年10月5日）以降の行政の動き

平成17年11月2日
原子力安全・保安院
原子力安全地域広報官

1. 平成17年度原子力総合防災訓練の実施について（平成17年10月6日）

原子力緊急時においては、原子力災害対策特別措置法に則って、国、地方自治体、事業者が一体となって周辺住民の安全確保等のための対策を講じることとされている。これらの関係者が、同法第13条に基づいて、防災訓練を計画的に行うこととなっているが、本年度は11月9日（水）と10日（木）に、東京電力株式会社の柏崎刈羽原子力発電所を訓練対象施設として実施する。

2. 非常用炉心冷却システムストレーナ及び格納容器再循環サンプスクリーン閉塞事象に関する対応の指示（平成17年10月25日）

沸騰水型原子炉（BWR）事業者に対して非常用炉心冷却システムストレーナの有効性評価を踏まえた設備上の対策の実施を、加圧水型原子炉（PWR）事業者に対して格納容器再循環サンプスクリーンの有効性確認又は設備上の対策案とその評価方法に関する報告の提出を指示しました。

3. 原子力発電所における定期安全管理審査の評価結果の通知（平成17年10月27日）

電気事業法に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構から審査結果の報告のあった6件（うち柏崎刈羽原子力発電所第7号機1件）の定期安全管理審査について、同法に基づき評価を実施し、評価の結果（KK7についてはB評価）を通知しました。

4. 原子力施設に係る放射線管理等報告書の訂正について（平成17年10月27日）

原子炉等規制法に基づき報告のあった、原子力施設に係る放射線管理等報告書について、東京電力株式会社より、過去10年間の同報告書の一部に訂正がある旨の報告（平成17年10月17日）がありましたので同法の規定に基づき、第65回原子力安全委員会に報告しました。訂正のあった報告内容に関して、法令に抵触するものではありませんでした。

以上